

デイ・ファビオ「ワイマール憲政崩壊史」に接して —または法秩序における制度と人について

小 貫 幸 浩

0. 序

この原稿を今執筆している2019年は、ドイツ系の憲法を学ぶものにとっては言わずともボン基本法（GG）制定70年、東西ドイツを隔てていた「ベルリンの壁」、それはまた世界が東西に分裂していたことのシンボルでもあった、その壁が崩壊して30年である。さらに、ワイマール憲法（WRV）制定100年として大きな区切りが区切られる西暦でもある。ヨーロッパの戦間期は「憲法の時代」といわれるほどに諸国で新しい憲法が制定された時代であった。その内容はまちまちであったが、1919—1938年の間に14もの国々の議会制民主主義が権威的な右派政権に権力を掌握されるという同方向の行く末をたどることになった⁽¹⁾。この点だけでも、ワイマール憲法とその共和国の崩壊過程はただにドイツだけの問題にとどまらないと言えそうである。

しばしば「ボンはワイマールではない」、遷都してからは「ベルリンはワイマールではない」と言われてきたのであろうが、GGがワイマール憲法とその共和国の悲劇を繰り返してはならないという意図を込めて制定されたということは事実であろう⁽²⁾。ワイマール共和国の崩壊にとってワイマール憲法の構造上の欠陥が致命的に寄与したという見解⁽³⁾もいまだに根強いものがある。そして、GGとWRVが比較して語られる多くの場合、後者は前者の「ネガ」として位置づけられてきた。ワイマール憲政史から学ぶところあっても、せいぜい反面教師としての役割であるに過ぎないという根強い見方が確かにあったのである。しかし、14年にわたるワイマール憲政史は一枚岩的に「悲劇の」憲政史と片付けるには不十分であるほどに多面的かつ多段階的であった。単純に時期区分しても、混乱期、安定期、再混乱期、末期と言うように。また、GGの制定

過程を一瞥すると、それがWRVを専らのネガとして制定されたというのが事実を過度に単純化した言説であることが古典的な研究で既に明らかにされているのである⁽⁴⁾。むしろ、GGにとっての直接のネガは成文憲法典としてのWRVから大きくかけ離れたところに形成された一時代的にはおおよそ1930年以降（1930年とするか、1932年とするかは史家にとっても論争点であろう）、ナチスによる政権奪取までの一「憲法現実」であった。このように考えれば、GGはWRVをむしろ実質的には修正した憲法典であると言っても極論ではないのである⁽⁵⁾。

また、小論の印象としても、ワイマール憲法とその共和国についての検討といえは、やや、その末期の崩壊期に重心が置かれ、ナチス支配への序章という位置づけが固定観念的に与えられてきた節がある。ワイマール憲法の可能性・チャンスや共和国の積極的業績がこうして忘却の彼方に置き去りにされてこなかったであろうか。ワイマール文化と言えは、「黄金の20年代」と言われた、映画・写真・絵画・建築など芸術の隆盛が有名である。アメリカの影響もあったが「新しい女性」も生まれた⁽⁶⁾。これに比べて、憲法と政治は、そして「憲政」はただ、貧困であったわけではないのである。「新しい女性」の背後には、公民権における男女平等規定（109-2WRV）や公務員職における男女平等規定（128-2WRV）があったのである。さらにはライヒ、ラント、市町村全レベルでの議会議員選挙に関する男女普通選挙権保障も挙げなければならない（22-1, 17WRV）。近年の研究には、ワイマール憲法がただ共和国崩壊の原因でないといふにとどまらず、基本権の社会的次元を注視していた点など、GGにも劣らない積極的側面があったことを改めて再評価する動向も確認できる⁽⁷⁾。

今年の3月、近く5月下旬に予定されていたヨーロッパ議会選挙の情勢を見聞すべくドイツ西部を訪れた際、フランクフルト中央駅構内の書店でふと目に止まったのが、「ワイマール憲法—その出立と挫折」という一冊の本であった⁽⁸⁾。迷わずに購入したが、その著者はU. デイ・ファビオ、1999年から2011年までドイツ連邦憲法裁判所裁判官（第二法廷）を務め、現在は学窓（ボン大学）に戻り旺盛に学究・執筆活動を展開しているところである。この小稿が読書ノート風に取材するのが、本書である。憲法学者にしては、政治史に詳細に通暁していることを思わせる筆致なのである。小稿の題名に「憲政」という用語を含むのも、デイ・ファビオの本書の内容に沿ったものだと考えている。

1. 問題設定とアプローチ

まず、ワイマール共和国の崩壊にまつわる諸問題を再検討することにどの様な意味があるのでしょうか。それは、自由社会の基礎を制度的にも文化的にも検討して、そうして得られた歴史認識と評価を固定しないで、さらに新しい解釈に開いておくこと、具体的には1918年（ドイツ革命）から1933年のドイツ民主制の崩壊の記憶を常に生き生きとした参照枠（frame of reference）として維持することである、という（S. 5）。

さて、ワイマール共和国の瓦壊についてはこれまで様々の諸説が提出されてきた。（A）共和国が崩壊したのはワイマール「憲法」のせいである、という見解がまずひとつである。プレシット、大統領の強大な権力および多党制の故に政治的見解が収斂せずに分裂する仕組みになっていたことなどが指摘されてきた。（B）これに対し、ニューヨークに発した世界恐慌に絡む経済事情こそがその原因であるという説も提出されてきた。とりわけブリューニング政権による緊縮財政は近代経済理論を無視した政策であった、これがナチスへの機会を与えたのだ、と言うように。結果、経済危機に対処するために憲法48条の緊急権発動で、ワイマール民主制の墓を掘ったというのである。（A）（B）いずれにしても、つまるところ「憲法」に崩壊の原因を求めることに赴く。さらに（B）に関しては、何百万人もの職業と収入を奪っただけでなく、国庫にも甚大な損失を与えたこの恐慌に対しブリューニングが何故に大胆な財政出動をしなかったのかを問う者は、かの時代と状況を直視し果たしてそれが現実的で可能な策であったかを自問せよ⁽⁹⁾、と言うのがディ・ファビオの見解でもある（S. 181）。これまでのワイマール憲政史研究において、ミュラー（SPD）大連立内閣からブリューニング（中央党）超然内閣への交代をいかに評価するかは、大きな論争点であり続けてきたところである。（C）あるいは、1933. 1. 30のナチスによる政権奪取によってこそワイマール共和国に終止符がうたれたのか、それともそれは終焉の始まりでしかなかったのかという問いも立てられた。むしろブリューニングの退陣こそがワイマール共和国終焉の目印でなかったか、あるいは1932年のプロシアvs. ライヒによって共和制は崩壊させられていたのではないか。（D）あるいは人的要因の一環として、人物評価も含めて、もしシュトレゼマンがもっと長命であったならば（1929年死去）世界経済の危機をく

ぐり抜けて共和国をも救っていたのでないかなどとも言われた。後述するが、人的評価としてはブリューニングを再評価し、他方で、これまでドイツを国際的地位の復権に導いたとして一定の評価を与えられてきたシュトレゼマン—彼は当時のフランス外相A. ブリアンとともにノーベル平和賞の榮譽に浴している—に手厳しい見解をディ・ファビオは持つことになることを、ここで先取りしておきたい。

後述のとおり、以上の(A)(B)(C)(D)いずれにしてもどれか一つだけにワイマール共和国崩壊の原因を求めようとするのは、それぞれの問題設定自体としては適切であるにしても、過度に単純な見解であろう。ディ・ファビオは、ある政治体制が成功するかしないかの社会的条件を問う(S. 6, S. 54)。それは、憲法規範と精神的インパルス⁹の連関、さらには世間一般=公共圏の世界解釈と思想史的影響をも問題とする。「制度と人」の関係も重要であるし、社会的に影響力ある事柄さらには政治過程にせまってくるザッハ¹⁰それ自体も勿論重要である。ここで「人」とは、とくに政治家のことであるが、知識人・芸術・文芸界、断片化した社会で影響力ある「物語」(たとえば後に触れるだろうヒンデンプルクによって語られた第一大戦敗北の原因についての「神話」など)、世論形成の磁場、プレスのありかた、財界にも及ぶ。たとえば国旗(の色の分布)をめぐるシンボル論争¹⁰⁾、深刻な国際条件のもとで国民国家の政治権力が機能する条件についても論じられる(S. 7)。制度と人、規範と事実、必然と偶然、国民文化の深層とその時代のテーマの絡み合いは複雑であり、ワイマール国家が何故に破綻したかについて過度に単純な説明を許さない。

2. 現代憲法のために何を学ぶことができるか

なるほどボン基本法GGは、ワイマールの悲劇の省察のもとに制定された、よくできた憲法である。だが、いかに出来栄のよい憲法であれ民主制の機能障害、自己崩壊の危険から免れてはいない。いかに「戦う民主制」でもって憲法的自己同一性を擁護しようとも(憲法改正の限界設定もふくめて)権力担当者・裁判官などが民主制に敵対的な勢力に屈しないという保障はないのである。ボン基本法はまた、国際的にも開かれた態度を採った憲法であるが、現代の国際状況には大変に厳しいところがある。ドイツを取り巻くEUもイギリス脱退

をめぐって大きく動揺している。左右両極からのポピュリズムへの対応も大きな課題となっている。2017年秋の連邦議会選挙、およびこの度のEU議会選挙を経て、旧東ドイツ地区の三つのラント議会選挙において、連邦レベルで連立を組むCDUおよびSPDの地盤沈下、それと裏腹に「ドイツのための選択」AfDの大躍進があったことも、こうした苦境を物語っている。

さて、ディ・ファビオはワイマール憲法100年を期して、見解の相違を政党間競争を通して乗り越える「リベラル・デモクラシー」の芯を再確認したいと言う（S. 8）。いかに民主的な社会であっても対話を拒絶するサブ文化の危険から自由ではないからである。権力者の責任とは別に、やはり最終的には「市民」にかかっている。ワイマールの歴史こそは、憲法秩序の崩壊に有権者・市民が手を貸したことの教訓を与えてくれる。確かに、当時ライヒのレベルではナチスに多数派形成を託したわけではないにせよ、しかし、1932年にドイツ国民によって明らかに民主制は見限られたのだ、と言うのである。この「1932年」という年が本書においていかに致命的な意味を持っているか、おいおい後述部で言及されるだろう。これは、また上述1. に例挙されたさまざまな問題設定に対するディ・ファビオのひとつの返答であるように思われるのである。

3. ワイマールの教訓と憲法史的分析

(1) 言うまでもなく14年の短命さがワイマール憲法の特徴でもあるが、そこから汲むべきレッスンはさまざまな意味で重要である。その初期には敗戦と戦時賠償の重圧のなかで、大統領F. エーベルトによる緊急権（憲法48条）による対応が見られる。ワイマール憲法は当初から、また敵対者に包囲された憲法であった。共和国の末期1932年のプロシャvs. ライヒは果たして、その後にくるナチスによる政権奪取への序幕であったのか、それとも既に悪化していた状態をより悪化するのを阻止しようとするものであったのであろうか。いずれにせよ、その後こともあろうにワイマール憲法の基礎のうえにその破壊者が首相に任命されることになる。この文脈で、あらためて次の問いがディ・ファビオによって発問されている。ドイツの民主制の崩壊に、どこまでこの憲法に原因を帰せられうるか。ワイマール憲法の成立条件、規範内容、さらにはその自己保全（憲法保障）のありかたがこの憲法自体の崩壊をも招いたのか。本当に、

1932年の政治機能の麻痺と民主制の敗北の原因がワイマール憲法自体にあったのであろうか。こうした問いに答えるにはただに憲法の視点だけでなく政治史、歴史、その他社会科学の総合的な考察が要求されよう。また、当時の法律学・国法学界の方法論争（ケルゼン、シュミット、ヘラー、ライプホルツ等）については尚も法思想的解明が待たれている（S. 14）。こうした総合的なアプローチからワイマール憲法史を回顧し、現代ヨーロッパが追い込まれている隘路を抜け出するための手がかりを得たいと言うのである。ワイマール共和国を執拗に悩ませた諸問題—それらは新しい装いの下に立ち現れる—にGG、および現代ヨーロッパ法はよく対応しえているであろうか、という問題意識であろう。

ワイマール憲法自体に共和国崩壊とナチス支配に手を貸すことになった欠点があったというのも一つの有力な見地であった。緊急権をはじめとする大統領の強大な権力、プレビシット（Th. ホイスの見方）、阻止条項なしの比例代表選挙制度、……その他もろもろである（S. 16）。基本権についても当時の通説がプログラム規定説⁽¹¹⁾であったことが、GGのもとでは1951年以降、基本権が主観的権利として憲法異議手続きにおいて貫徹されうることが対比される⁽¹²⁾（S. 17）。

だが、ワイマール憲法との関係で「ポジ」とされるGGについても様々の難点が指摘されている。連邦議会に右派、民族主義的勢力が進出し、また、シュトラスブル、ルクセンブルグとの関係で連邦憲法裁BVerfGへの尊敬も色あせつつあるのではないか。ドイツの法治国家は現在でも確固たりえて、行政への信頼は維持されているか。市場の力と社会国家の調和として社会的市場経済が確固たる形を採っているか。左右からのポピュリズム⁽¹³⁾に対して民主制は有効に対応しているか。こうして、ワイマールを考えることが、GGを考えることにつながるのである。

(2) さらにディ・ファビオは憲法の実効性に関わる、つまり憲法の基礎に関わる問題に言及する。よく熟考された憲法であっても、その効果は思いのほか限定されている。なぜならば、憲法は自らの効果—実効性—の「前提」を自らで保障することができないからである。こうして、憲法規範は経済システム、教育・学術システム、その他日常的な文化システムなどからなる諸「前提」を頼んで、はじめて十全な機能を発揮できる。市民のメンタリティも不可欠の要素であろう。一つの視点=機能システムから見て正確な分析であっても、他の

視点の考慮を怠れば過度の単純化になる (S. 20, S. 7)。たとえばワイマール共和制が経済危機の理由で崩壊したという説明は、これに言及している限りでそれ自体としては適切であれ、単純に過ぎ説得性に欠ける。というのは、確かに世界恐慌、外国との通商の障害、第一大戦の賠償の負担、不況・失業、さらにブリューニング政権による緊縮財政なしには、ナチスによる政権奪取に行きつくこともなかったであろう。だが、エリート層と有権者＝市民が民主制と自由の空気に背を向けることなしには、こうはならなかったという側面が見落とされてはならない。要は、自由社会にとっての「前提」および自由社会にとっての破壊要因について考えるということである⁽¹⁴⁾。

勿論、GGのもとでの現下の状況とワイマールの状況は同じではない。ボンも、ベルリンもワイマールではない。けれども、ワイマール憲法とその共和制の成立・運用の歴史を検討することから、GGのもとに生きるわれわれが学ぶべきレッスンには依然として軽視できない重みがある。憲法や制度に不十分なところ、不具合があれば調整・再構築・改正が必要であろう。だが、憲法とそれのもとでの制度に対する基本的な点での支持＝基本コンセンサス、これが憲法の「前提」であり、これがなければ改正どころの話ではない。ここで、ディ・ファビオが言及しているのは、そもそも政治社会が存立し得る条件＝「前提」についてなのである (S. 21)。

4. 憲法制定—または連続と断絶の間

(1) ワイマール憲法は革命の所産か、それとも裏切られた革命の所産か—。ワイマール憲法は無論、ドイツの当時の法秩序の倒壊の結果ではあるが、果たしてそれが「革命」であったと言えるかは不分明であり、議論の対象であった。フランス革命以後の一般的用語によれば革命であるが、しかしマルクス主義によれば財産関係・生産手段の所有関係が手つかずに残ったので革命とは言えない。たとえ経営協議会のような共同決定権が採り入れられたにせよ、革命は「裏切られた」。軍隊・行政についても改革が不徹底であったことが議論されてきた (S. 24)。

いずれにせよ11月革命はワイマールの政治的、文化的特徴を幾分かは説明してくれる。旧ライヒのエリートたちによって国は戦争に引き込まれ、国民は敗

戦の憂き目を見た。旧エリートたちは国を冷静な判断力で導いたのでなく、逆に悲劇的ながら英雄的な敗北に酔いしれたのだ。歴史の表舞台から斥けられたエリートの場合、それが新しい体制へのルサンチマンとなってくすぶり続くのである。

ところで、この「革命」を担ったのがSPDとUSPDであった。これに対し後には（SPDとともに）「ワイマール連合」を形成する中央党およびDDPは共和国の初期に支持を失わないためにSPD穏健派と協力せざるを得なかったのである。こうして革命初期の主導権を握ったのがSPDであった。第一大戦の結果、旧エリートの無策、権力空白が革命初期の姿であり、キール港の水兵の反乱から全土に反乱が広まっていく。国民文化の性向がこの初期段階に現れており、来るワイマール共和国を特徴づけるものである。特に軍事エリート、政治エリートの外交上の驚くべき無策・無能と内政上のルサンチマンがないまぜになって、一種の政治的ロマン主義をなしたことがデイ・ファビオによって指摘されている（S. 26）。遠望しつつ現実を考慮するという姿勢の欠如が致命的であったという趣旨がしばしば出てくることになるが、まさにデイ・ファビオが批判するところである。こうした要因がなければ、国際的にドイツが国際的に孤立することもなかったであろうし、そもそも当時の大国を相手に第一大戦を戦うこともなかったであろう、と言われる。1930年代の日本についても同様の感慨を抱く人も少なくないであろう。

(2) とまれ、この権力空白のなかから政治権力を掌握するのがSPDであった。労農協議会（レーテ）に主導権を奪われないためにも、旧ライヒ＝第二帝政との断絶を強調する必要があった。人々を議会制民主主義につなぎとめ、レーテ独裁にまで急進化することを回避しようとするのであった（S. 32f.）。そのためにも、エーベルトは旧体制を「暴力の支配」と表現したりしている。勿論、これは戦略的な表現であって、現実を適切に表現したものではない。というのも、さまざまに不徹底でありながらも第二帝政の末期には君主制は議会制の方向に、首相を議会の信任のもとに置こうとする改革があったからである。戦争と和平についても議会を関与させようという改革でもあった。

とまれ、紆余曲折の後、1919年8月11日、ワイマール憲法が制定された。それは「憲法上の白紙」から生まれた「革命」憲法ではあるが、わずかに前法秩序との間に正当性の接点を宿してもいる⁽¹⁵⁾。それは、旧ライヒ憲法のもとの

最後の首相マックス・フォン・バーデンによって首相に指名されたエーベルト（当時のSPDを率いていた）という人物にバトンが渡されたということでもある（S. 38）。エーベルトはその優れたバランス感覚によって従来の法治国家理解を革命後の共和国に持ち込んだ。極左右からの抵抗をかわしつつ、国民議会＝憲法制定議会の選挙への賛成をレーテからとりつけた（1918年11月）のもエーベルトの手腕であった。

以上、デイ・ファビオの論旨をまとめるとドイツ11月革命は不完全なものもなく、妥協によってゆがめられた誤ったものでもない。それは、一貫して法治国家と民主主義の確立と維持に向けられたものであった（S. 43）。

勿論、他方でワイマール憲法とその共和制がその最初期から極左右から敵視された悲劇性も付言しなければならない。ワイマール共和国は本当はレーテによる共和制であるはずだったのに、社会民主主義者によって買い取られた「裏切られた」革命になってしまった、と極左からは非難された。極右にとっては、「11月の犯罪」の公正証書がワイマール憲法であった。国家・国民は議会制と多元主義によって危うくされるだけである、と見られたのである。実際、敗戦のトラウマ、中間層の貧困化、秩序喪失感、……こうした混沌のなかで早くも1920年6月ライヒ議会選挙が施行され、ワイマール連合が得票率を大きく落としている。これに対し、ワイマール憲法に敵対的ないし冷淡な政党（DVPからKPDまで）が有権者の半数近くまで迫っている（S. 45）。KPDにとって一番の敵がSPDであり、SPDこそはファシズムの左派に過ぎず（「社会ファシズム」）、これがまずは打倒されねばならない、とされた。左右両極からのイデオロギー的世界解釈—デイ・ファビオはJ.F. レオタールにならって「大きな話法」と呼んでいる—がドイツ国民の世論に浸透して、現実を見るまなざしを曇らせてしまった。単純で分かりやすい世界解釈＝「大きな話法」によって国民の道徳的良識から日常行動までが大きく影響された、と言われる。

5. ワイマール憲法秩序における制度と人

しばしばワイマール憲法とその共和国はなぜ、足掛け14年足らずで沈んでしまったのかが問われてきた。だが、本書のある個所で、なぜワイマール憲法とその共和制が足掛け14年間も（デイ・ファビオは1932年夏のブリュニング政

権の退陣をもって大統領独裁」に移行したという見解である) 生き延びることが出来たかが問われるべきだ、とされている (S. 248)。この逆説的な問いの立て方が、ワイマール共和国の崩壊の原因は憲法でもその制度でもないという見解と結合しているわけである。

「半大統領制」という統治形態を独自の政治形態と捉えて、ワイマール共和国の崩壊とフランス第五共和国の持続性を主要な対照軸に据えて憲法発展論を著したC. Skachは半大統領制が首尾よく運営される条件を探求している⁽¹⁶⁾。大統領と首相の関係、大統領と政党との関係、政党制、選挙制度、社会の変化などもろもろの制度要件を重視している。そのことはスカッチが、もし、ワイマール憲法が半大統領制を採用していなかったら14年も続かなかっただろうとM. デュヴェルジェを引用している点にも現れている。つまり、ワイマール憲法が半大統領制を採用したからこそ足掛け14年も長持ちした要因であると見ているわけである。それでも、半大統領制という微妙な均衡の上に成り立つ制度が首尾よく運用されたのは第五共和制ぐらいであるというのである。そもそも政党嫌いのド・ゴール (有名なバイユ演説にもその点が現れていた) が徐々に政党・政党制のなかに自らを埋めていって、「権力的人格性」から脱皮していくというのも成功因とされている。1960年代初期の世論調査では、ド・ゴールがいなくなれば第五共和制とその憲法もなくなるだろうと言うのが39%であった。1960年代末には、ド・ゴールがいなくなっても第五共和制とその憲法が存続するだろうという見方が51% (nonは14%) だったことをスカッチは挙げている⁽¹⁷⁾。もとより、「人」を重視するディ・ファビオもこういった制度的側面を無視するわけではないだろう。

崩壊の要因として重視されるのが、とりわけ人物・人格である。規範体系は人・人格によって担われ、形成される (S. 250)。よく練られた制度・秩序ならば、該職務に適格でない権力者に対する歯止めとして効果するかもしれない。だが、人的基盤が脆弱であり、不適格な人物が就任せざるをえない場合、往々にして歯車が狂いだす。憲法規定によって未来を遠望する (抽象的にならざるをえない) ことももちろん大切であるが、具体的に人を得ることがいかに重要であるかが一ワイマールの歴史だけでなく一憲法史一般によって示されている⁽¹⁸⁾。もし、ワイマール共和国の初期にエーベルトのような人が大統領に選出されていなかったならば、ワイマール共和国はもっと早い段階で破綻していたかもしれない。もし、エーベルトがもっと長生きして1925年に大統領に再選していたならば (任期は1932年までである)、あるいはワイマール共和国は今日の

GGのもとでのドイツよりもまっとうな歩みを残したかもしれない。エーベルトであったならば、おそらく1930年にライヒ議会を解散することはなかったであろう。当然、ナチスの大躍進もなかっただろう。また、大統領がエーベルトだったならば、プロシャのO. ブラウン政権と協力してナチスとKPDに対し毅然とした対応をとっていたはずだ。細かい点は後述に譲るが、以下、本書の特徴である「人・人物」の叙述に焦点をあてて、ワイマール憲政の展開およびその崩壊の過程を迫りたい。

(1) あらためて大統領としてのエーベルトについて。ワイマール共和国における大統領といえば、1925年を境界線にしてF. エーベルトと、P.v. ヒンデンブルクの二人だけである。二人の任期にあたる、1919年～1925年、1925年～1933年は政治状況が大きく異なるので、勿論、単純な比較が許されない。また、二人の政治的対応を比較し彼らの業績を評価するには、政治状況の違いだけでなく、両者の「人・人物」を考慮に入れなくてはならないであろう。

ディ・ファビオの叙述するところ、その政治姿勢からして社会民主主義中道に位置し、その人物は実直であるというのがエーベルトの特徴である (S. 79)。政党人でありつつ、国家全体への目配りに配慮する、ワイマール共和制前半を代表する政治家である。穏やかであるが、冷めた現実感覚も持ち合わせている。1923年のインフレ、フランス・ベルギーによるルール占領時および1919年から1920年にかけての左右両側からの一揆に際し、エーベルトが採った措置にそのことが表れている。基本権については、ワイマール憲法の父 (H. プロイス) よりも明確な見解を持っていた。実際的理由からにせよ基本権カタログを憲法に採入することにそれほどの執着をみせなかったプロイスとは対照的に、エーベルトはこの点にこだわった。民主的基本権、人格的自由、学問・プレス・集会・結社の自由などに特段の保障が与えられるべきだ、と主張していたのである。

大統領という職務についてはどう考えていたか。エーベルトにとって大統領は中立的なものではなく—この点、後述のヒンデンブルクが外面上は中立を標榜していたのとは対照的に—、政府の運営に影響力を行使し、時には首相からの要請で、または自らの意思で閣議に出席する。これは大統領職についてアメリカ型とフランス型の中間にその使命を位置づけるものであり、ディ・ファビオによるとM. ウェーバーを読むことで学び取った理解である (S. 81)。国民

議会での憲法委員会ではSPDおよびエーベルトは、大統領の直接選挙には懐疑的であったし、それはむしろDDPの主張であった。かようなコンテキストを考慮するならば、多数派SPDが反動的なエリートと結託して革命を阻止した、「革命が裏切られた」というテーゼ—KPDなど極左勢力の主張—が誤りだったことがよくわかるというものである。

1919年8月11日エーベルトによって署名（裁可）されたワイマール憲法が公布・施行されたのが翌日（8. 12）である。けれども、左右両側からの攻撃・反乱は鎮まらなかった。こうして、共和国のスタート地点からしてその民主制が国防（軍隊）に依存せざるをえず、その軍隊さえもが選挙で構成された正当な政府を支持しているのかどうかも不確定であった。ドイツを取り巻く国際状況がのびきならないだけでなく、SPDも左右に大きくぶれて急進化し、市民＝中間派政党とも上手く折り合いがつかない。そこで、エーベルトははじめてSPDの加わらない政権（フェーレンバッハ内閣）を成立させざるをえなかった。

また、エーベルト自身が大統領として正当性問題に苦しまざるをえなかったということも不利な重荷であった。エーベルトは憲法制定議会＝国民議会によって選出されたものの、ワイマール憲法のもとで国民から直接に選出されたのではなかった。憲法施行後、エーベルトの主張にもかかわらず大統領選挙が引き延ばされ、直接選挙されることはなかった。これが、ワイマール憲法と共和国の弱点の一つとなったことが、デイ・ファビオによって指摘されている。

（尚、参照、ワイマール憲法180条）というのも、ライン占領、極左の暴動、ロンドンの最後通牒、上部シュレジアの割譲、インフレなどのため、憲法改正により大統領任期が1925年中葉まで延長されたのである（S. 87）。

さらに、重苦しい条件が簇生する。ようやく1924年には国内政治が安定したものの、戦争賠償、ライン占領、ドーズプラン関連法など外交・国際問題は困難な交渉を迫った。SPDも含めてワイマール連合によるエーベルトへの支持は必ずしも明確なものではなかった。敗戦の焼け跡のなかで国際的名声の回復を欲したワイマール共和制は「馬具職人」の息子を国を体現する者として認めながらもなかったということであろうか。

（2）果たしてエーベルトがもう少しでも長生きしていたら、そして1925年の大統領選挙に出馬して当選していたら、ワイマール国家の歴史も変わっていたらどうか。デイ・ファビオによればワイマール時代のもっとも偉大な政治家は

エーベルトであり、しばしばいわれるようなG. シュトレゼマンではない (S. 90)。シュトレゼマンこそはヒンデンブルクを大統領にした張本人であり、これが国政上の致命傷だというのである。シュトレゼマンについては、さらに、ディ・ファビオによって後述しよう。

第二帝政と同様、大統領（ビスマルク憲法のもとでの君主に対応する）を担当する「人・人格」とライヒ議会・政党制との二義性というか緊張関係に引きずられたのがワイマール憲法の共和制であった。この二義性というか空隙を満たして政治を舵取る人は誰か、この点が決定的に重要であった。この点についてディ・ファビオは次のように書いている。

それによれば、共和制にゆるぎない忠誠を示したエーベルトのような人ならば、民主制の諸制度の抵抗力を強めたはずである。たとえワイマール国家の初期に左右からの未曾有の暴力およびルール地方占領、インフレへの措置として憲法48条の緊急権にしばしば頼ったにしても、エーベルトが社会民主主義の擁護者であったことに変わりがない。実際、戦略的に閣僚の中枢部（首相、内相、国防相）については極右およびDNVPに占められないように講じていたことも、同様に理解できる。もし、対照的に、ヒトラーのような者、つまり民主制の「敵」が1932年の選挙で大統領に就いていたならば、ワイマール共和制にとどめを刺したことは明らかであった。ヒンデンブルクはどうか。ヒトラーとは違うが、しかし、民主制にルサンチマンを抱いており、民主制の危機を回避すべき大統領の職務を果たすことはなかった (S. 92)。ディ・ファビオの評では、しばしば言われるように政治的無知ではなく、重要なことを側近に任せて自らは思い切った政策を打ち出せなかった。結果、影響力あるアクターとして行為しえなかったことこそがヒンデンブルクの致命的な欠点であった (S. 180)。なぜに責任あるいくつもの政党が、かかる重職をこのような人物に委ねてしまったのであろうか。

ヒンデンブルクはことあるごとに自らが英雄のごとく尊大に誇り、国民の福祉を国父のように語るが—あたかも「代わりの皇帝」Ersatzkaiserのように—、その実、エゴイストで反動的な人物であった。また、時機の問題、タイミングの問題もあった。1924年のライヒ議会選で左右両極をまだ抑えることが出来ていたので、ヒンデンブルクが大統領になってもワイマール民主制が崩壊するとは予見できなかった。だが、政治的判断力のある人が見れば、ヒンデンブルク

の選出となれば憲法上の議院内閣制—それはそれで不安定なバランスの上に立っていた—の赤信号だったはずである。なんとなれば、1916年から1918年の軍事独裁こそはヒンデンブルクの君主主義者としての傾向を露わにしていたからである。1925年の大統領選の第一回投票では、4名の文民候補の得票率が合わせて88パーセントを超えていたのである。にも拘わらず、民主派政党間で適任者についての意見が一致せず、そこで漁夫の利を収めたのがヒンデンブルクであった。この点で責めを負うべきはシュトレゼマンである (S. 97)。この経緯についても、ディ・ファビオとともにすぐ後述したい。

(3) G. シュトレゼマン—。常常、1920年代のドイツの国際的地位の回復の主役で理性派として理解されてきたが、ヒンデンブルクを大統領に推してワイマルの船を傾けたのがシュトレゼマンである、という見解をディ・ファビオは採用している (S. 250f., S. 97ff.)。シュトレゼマンが当時の国防相であったO. ゲスラーを中道右派連合の候補とすることを拒否したことが関係している。さらに、第二回目の投票では、そのヒンデンブルクをシュトレゼマンは支持していないのであり、いよいよ理解に苦しむところであろう。国家主義者であるヒンデンブルクの背後には、国防族・大地主層が控えていた。多元的な政党民主主義への無理解、さらに名誉心の塊りが大統領の重職を果たすには明らかに不適格であった。

いずれにせよ、民主制的視点からも共和制的視点からもヒンデンブルクが不適格であることを承知のうえで、それでも大統領に就けてしまったことが、シュトレゼマンの歴史的な過ちであったと断定されるのである (S. 102)。あげくに、そのヒンデンブルクがずっと後になってヒットラーを首相に指名したことは、意図した策略の結果ではなかったにせよ、判断力の衰えた老「英雄」の過失では済ませないことであった (S. 103)。議会多数派を背にしていた最後の首相H. ミュラーを罷免したのもヒンデンブルクであった。ヒンデンブルクは、東部大地主層との約束である農業振興のための助成をミュラー政権が忠実に実行するかを疑ったのである。

(4) とくにH. プリュエニング—。すでに少しだけ言及したところのC. スカッチの比較憲法発展史論では、ミュラー政権は分裂少数派政権divided minority governmentとして位置づけられた⁽¹⁹⁾。それに続くプリュエニング政権は超然内閣にして同時に「憲法上の独裁」constitutional dictatorshipとされ、

パーベン、シュライヒャー政権を経てナチス支配に下降していく転換点に位置づけられている。この見方によると、ブリューニング政権は「憲法上の」という留保が付くにしても、「独裁」政権に数えられている。果たして、そこでの「独裁者」が誰であるか—ブリューニングなのか、それとも大統領ヒンデンブルクなのか—は不分明である。しかし、この見方によると少なくとも見積もってもブリューニングがワイマール共和国の擁護ではなく、その崩壊に決定的に手を貸したということになるのでなからうか。戦後ドイツにおいてワイマール期およびナチス期の政治史研究をけん引してきた論者によっても、このような見方が提示されてきた⁽²⁰⁾。もし、そうであれば、以下に素描されるディ・ファビオの見解は（近年の歴史研究の成果によりつつ）特徴的なものである。

さて、1920年代中葉の相対的安定期を経て、ワイマール共和制の船には沈没の赤信号が点灯する。ディ・ファビオの認識では、1930年3月から1932年末にかけて、つまりブリューニング政権（SPDミュラー政権を襲った）とパーベン政権が憲法秩序にとっての山場ということになる。憲法秩序が倒壊（崩壊なのか、瓦解なのか、自壊なのかはともかく）する原因としては、さまざまの事柄が挙げられている。（A）世論・学者の右ぶれにより、ワイマール憲法秩序、そのシンボルとしての「黒・赤・金」、議会制民主主義、表現の自由⁽²¹⁾、法治国家の正当性への懐疑が深まったことが挙げられる。（B）極左によるワイマール憲法秩序への攻撃があったことにも指を屈せずにはおれない。（C）ワイマール憲法のなかに1871年憲法の国家組織法の名残が残存しており、議会・首相・大統領間での意思疎通がうまく運ばなかったことも挙げられる。（D）1925年、先述の通り中道右派の重大な誤りのある決定によってヒンデンブルクが大統領に選出されたことも逸することが出来ない（S. 167ff.）。

ヒンデンブルクのもとでSPDのミュラーが首相に指名されたことは、まだ曲りなりにであれライヒ議会による政府形成が機能していたからであろう。ヒンデンブルクは政党超然的に国家統一の願望を内心に強く抱きつつもこれをよく抑制して、首相に政党内ミュラーを指名したのであった。このように若干の慎みを装いつつ、それでも1929年春には早くもシュライヒャーと諮って気に食わないミュラーを退陣に追い込む算段を練っている。政治を右に旋回させるために、DNVPを閣内に引き込んで、フーゲンベルク—財閥の主、ヤング案についてはヒンデンブルクとは見解を異にした—を首相にできないかどうか持ち出し

ている。この時期、グレーナー、シュライヒャーについても同様にその候補として考えていたようでもある。このような考えが、まだ相対的に安定して議会在多数派を形成し得ていた時期にあつて、いかに突飛なものであつたか。かかる考えが出てくること自体に、ワイマール憲法が1871憲法のあいまいな二元性を引きずっていることが如実に表れている。この二元性が、ヒンデンブルクのような器量の怪しい人物のもとで致命的になるのである。憲法上、政治方針の策定は首相の権限であり、議会に責任を負わねばならない(56WRV)。だが、その首相を大統領が自らの手兵と考へて、首相は大統領の方針の「執行者」であると考へることができたのも、この二元性ゆゑであつた(S. 171)。

従来の研究は、阻止条項なしの比例代表制によってあまりに多くの政党が議会に進出してライヒ議会で意思形成を困難にしたと見てきた⁽²²⁾。ディ・ファビオの見解は違ふ。少なくとも1930年—ディ・ファビオはこの年にもこだわる—までの議会はまだそれほど民主制の敵によって困難な状況に追い込まれたとはいへない。このような状況に追い込んだのがヒンデンブルクであつた。議会を押しつけて一種のクーデターを図つたとまでは言えないが、ヒンデンブルクは反・議会の戦略を遂行する。ワイマール共和制の崩壊の第一の原因がヒンデンブルクである。シュトレゼマンと彼のDVPの最大の失策がヒンデンブルクを大統領に押し上げたことであつた(S. 172)。

前後するが、ミュラーは病弱であるがその政権はよく機能していたところ、ヒンデンブルクはグレーナー、シュライヒャーと諮つて、首相の座をブリューニングに打診している。現職ミュラーの政権がよく運営されており、ブリューニングは消極的だつた。シュライヒャーが、議会在多数派ではなく大統領にのみ依存する「独立の」政府の樹立を訴えたが、ブリューニングにはこれが大統領ヒンデンブルクと通じた一種のクーデターの企てであることが理解できた(S. 173)。週れば1928年の5月、まだワイマール共和国の安定期、民主的通常性の時期であつたが、解散によるライヒ議会在選挙が大きな転換となつた。この時も、解散・総選挙の決定を支持する論拠として連立政権の不安定さが挙げられていた。ワイマール連合がわずかに多数派に届かないという選挙結果であつた。そこで、右派をも取り込んで大連立となつたが、SPDとDVPとの間で経済・社会領域の政策での見解の対立があつた。同様に、ドイツ国民派をも取り込んだので外交問題が連立政権内部での対立点となつた。さらに今回の連立には、憲

法146条の宗派学校をめぐる対立点もあった。DVPは国民主義ではあるが、同時にリベラルービスマルクの「文化闘争」の意味で一だった。政党間にどの程度のコンセンサス形成の用意があるかが議会制民主主義にとっての永遠の宿命問題である (S. 175)。(A) 一方の極には何事でも政党間での交渉により、コンセンサスを形成して決定できるという極がある。(B) その対極には、他政党の見解に妥協しない世界観政党のような考え方があろう。議会制民主主義がよく発展しうるのは、この中間 (C) であろう。

とまれ、1928年5月選挙の結果、ヒンデンブルクとその取り巻きにとってSPDから首相を出すこともいたしかたない。しかし、できるだけ、リベラルでもその右派、DVPの政権参加を余儀なくするよう働きかけたのである。そして、これだけ政党幅が大きい連立政権となれば、ミュラー首相にとってはSPDの縛りつけが、他の閣僚にとってもそれぞれの政党からの縛りが、実際的で円滑な政権運営を困難にしたわけである。前首相マルクス (中央党) は選挙敗北の責任を取って引き下がり、中央党は党首カースのもとで右ぶれしていく。デイ・ファビオは、比較的安定期にすでに憲法への拒否の空気が政界においてのみならず、いわば社会のエトスとして蔓延していた、と書いている。「とりわけ経済状況の復興および国際連盟の構成国としてドイツが外交上の同権の地位を認められる明確な兆候にもかかわらず、断片化した世論空間では憲法への拒否態度、およびリベラルで民主的な社会的共和国への反感が強かった。」(S. 176)

以上、すでにニューヨーク発の経済危機に見舞われる前に1929年初頭には、ヒンデンブルクおよびそのブレーンたちは大きく右旋回していた。そこに、経済危機はヒンデンブルクたちにとってSPDを排除するためのチャンスくれたのである。勿論、まだヒットラーが急上昇することはまだ予測できなかったであろう。この状況はむしろ、ヒンデンブルクにとっては敢えて不安定な大連立を誘い込むチャンスであり、議会が力を喪失することを期待させるのであった。これが、ワイマール共和国の最終局面であった (S. 179)。

SPDミュラー政権は単に失業保険問題でつまづいたのではない。このような見解は、過度に単純化されたものである。ミュラーの退陣、それゆえSPD排除は以前からヒンデンブルクたちにとっては既定路線であった。また、それは単に政党間の利害調整におけるつまづきでもない。大統領とその取り巻きによる

破壊的策動が原因であるというのがデイ・ファビオの与える読みである (S. 185)。

6. 結び—憲法は憲法秩序を保障しうるか

以上、前憲法裁判官によるワイマール憲政崩壊史論をざっと一瞥したのであるが、それは果敢に近年のドイツ政治史研究の成果を摂取して、在来の憲法史研究との間に橋掛ける佳品である。いくつもの示唆的な見解が提示されており、在来の憲法史研究に見直しを迫る点も少なくない。ワイマール共和国崩壊の原因がその憲法にあるのではないというのは近年の、むしろ有力な見解のように思われるが(上述)、かといって、デイ・ファビオはより積極的にワイマール憲法の規範内容の意義や、今日性を強調しているというでもないように思われる⁽²³⁾。この点では抑制的な論調に思われる。だが、デイ・ファビオの所論のなかでとりわけ注視されるべきは、その線を越えて、いわば憲法の規範力の限界にかかわる指摘である。そして、この点はひとえにワイマール憲法についてのみならず、すべての憲法に一したがって、今日のドイツ憲法=ボン基本法はもちろん、日本国憲法にも一通用する普遍的指摘なのである。それは、こういふことである一。

ワイマール憲法よりも自己防御を逞しくして、憲法改正の限界の明示化(GG 79条)、さらには「戦う民主制」の諸制度の整備(GG18条=基本権喪失規定、同21条2項=連邦憲法裁判による政党の違憲性の決定)、さらに憲法裁判を通してGGは自己保障を強化している。(特にGGの第9章)さらには教授の自由との関係での憲法忠誠条項(GG5条3項)、また争いもあるが公務員についても憲法忠誠(GG33条)が語られている。反憲法的団体の結成の禁止条項もある。(GG9条2項)だが、これでも自らを保障しうることにはならないというところに根本的で普遍的な問題点がある。この自己言及のパラドクスが示唆することは何か。要は、自由な国家は、その憲法に対する自立した市民の基本コンセンサスの上に築かれるのでなければ、いつかは崩壊の憂き目を見る危険にさらされているということである。この基本コンセンサスが政治文化として国家の基層に自生的に形成されてこそ、法・制度が生きながらえるのである。ここで「自生的に」というのは、いかなる法も権力も自らが存立する基盤を少

なくとも強制だけによっては担保できないからである。なぜなら、まさに「民主的憲法は、自らが創出し得ず、また維持することもできないもろもろの条件によって生きる。」⁽²⁴⁾同様に、先ごろ亡くなったE.W. ベッケンフェルデによっても国家というものは市民社会の側からの自発的なコンセンサスを頼むほかにない、と述べられていた⁽²⁵⁾。しかも、その国家が自由国家たろうとする限り、強制的にこのコンセンサスを確保することはできない。遑ればルソーの有名な言葉に「祖国は自由なくして、自由は徳なくして、徳は市民なくして存立することが出来ない」というのがある⁽²⁶⁾。これも、同じ問題を論じているのである。結局、いかなる憲法も、それはワイマール憲法だけのことでなく、憲法とその民主制度が権力の側からの策動にも耐えていつまで続くことができるかは市民の社会的・政治的成熟度にかかっているという凡庸な結論にたどり着かざるを得ないのである。

(注)

- (1) Chr. Gusy, 100 Jahre Weimarer Verfassung, 2018, S. 31.
- (2) 参照, 石田憲, 敗戦から憲法へ, 102頁など
- (3) 従来多くの論者がこの見解を採ったが、ここではG. Roelleck, Der Staat 1996, S. 599ff., を代表的なものとして挙げておく。これに対し、ワイマールとポンの比較には注意深くあれとして、ワイマール憲法を共和国崩壊の原因と見ることはできないと言う見解として、Vgl., E. Friesenhahn, 'Zur Legitimation und zum Scheitern der Weimarer Reichsverfassung', in: K.D. Erdmann/H. Schulze (hrsg.), Weimar, Selbstpreisgabe einer Demokratie, eine Bilanz heute, 1980, S. 81ff. だからフリーゼンハーンによると、比例代表選挙制も、「建設的不信任」制度の不存在も、大統領の緊急命令権も、連邦制も共和制崩壊の原因ではない。
- (4) Vg., F.K. Fromme, Von der Weimarer Verfassung zum Bonner Grundgesetz, 3 Aufl., 1999, S. 18ff., Chr. Gusy, a.a.O., S. 34f.
- (5) F.K. Fromme, a.a.O., S. 19f., Chr. Gusy, a.a.O., S. 301.
- (6) 近年の研究のなかから、E.D. Weitz, Weimar Germany, promise and tragedy, weimar centennial edition, 2018, を挙げておく。
- (7) Chr. Gusyの上記近著のほか、ギージは、Der Staat 2016, S. 291ff., JZ 2019, S. 741ff., でもワイマール憲法評価の見直しを行っている。また、書評から間接的にうかがい知れるのみであるが、H. Dreier/Chr. Waldhoff (hrsg.), Das Wagnis der Demokratie, eine Anatomie der Weimarer Reichsverfassung, 2018所収の諸論稿によってもワイマール憲法評価見直しの方向性が濃厚に打ち出されているということである。P. Badura, Besprechung, AöR 2018, S. 659ff. さらに、これも上述書の紹介

的書評であるが、Vgl., J. Berkemann, DöV 2019, S. 584ff. 上述書の編者の一人が別稿で述べているように、ワイマール憲法はボン基本法にとって部分的には「モデル」であり、また部分的に「反面教師」という両側面があったというのが穏当な見解であるように思う。Vgl., Chr. Waldhoff, Jus 2019, S. 737ff.

- (8) U. Di Fabio, Die Weimarer Verfassung, Aufbruch und Scheitern, 2018, 299S.
- (9) ブリュニングの評価についてはあらためて後述されるが、ディ・ファビオと同様に留保付きのスタンスに立つものとして、ヴェルナー・プルンペ「ヴァイマル共和国の真の墓堀人―問題の累積をめぐる」(今井宏昌訳)、アンドレアス・ヴィルシング他編・ナチズムは再来するのか?―民主主義をめぐるヴァイマル共和国の教訓(板橋拓己・小野寺拓也監訳)所収。
- (10) ワイマール期・ドイツ国法学において、「国旗」の統合的機能を強調して、しかしワイマール憲法においては「国旗」(黒・赤・金)(3条, これはさらに商船旗についても規定している(黒・白・赤, これは北ドイツ連邦および第二帝政期の国旗の配色である))規定が統合破壊的に作用してきたという見解がR. Smend, Verfassung und Verfassungsrecht, 1928, S. 166, (in: ders. Staatsrechtliche Abhandlungen und andere Aufsätze, 2Aufl., 1968, S. 268.)これが、H. ケルゼンから猛烈な反論を呼び込むことになる。H. Kelsen, Der Staat als Integration, 1930, S. 87.
- (11) これに対し、プログラム規定説の「将来志向的な」積極的側面に注意を向けるものとして、上記のギージの所論など参照のこと。
- (12) 憲法異議制度は確かに、第二戦後の新生ドイツの人権保障にとって重要な要素である。しかし、WRVの定める国事裁判所StGHについても1920年代中葉より、明文では対象とされていないライヒ法に対しても具体的および抽象的規範統制を可能とする改革論議がなされている。しかも実際に、ライヒ法が審査された事例が記録されている。Vgl., H. Dreier, DöV 2019, S. 609ff. (618ff.)
- (13) 無論、ポピュリズムをどう見るかは論者によってさまざまであるが、まず左右いづれからのものであれこれに懐疑的な見解として、ヤン＝ウェルナー・ミュラー、ポピュリズムとは何か(板橋拓己訳)、対照的に左派のラディカル・デモクラシーのための有効なチャンスと位置づける、シャンタル・ムフ、左派ポピュリズム(山本圭、塩田潤訳)を挙げておく。
- (14) 同旨、Chr. Gusy, aa.O., S. 35f.
- (15) 尤も、「ゼロ地点, Stunde Null」にワイマール憲法が樹立されたのではない、というのがギージの見解であり、ワイマール憲法への「連続性」をより強く主張している。「上から」の憲法論議だけでなく「下から」の憲法論議、さらにラント・レベルでの憲法制定のワイマール憲法への影響が指摘されている。Chr. Gusy, aa.O., S. 11ff., S. 24ff.
- (16) C. Skach, Borrowing constitutional designs, constitutional law in weimar germany and the french fifth republic, 2005.
- (17) C. Skach, op. cit., p. 108ff.
- (18) この点については、国権行使のいわゆる民主的正当化論が憲法理論的に論じられ

てきた次第である。拙稿「自由国家の法理と、E.-W. ベッケンフェルデの憲法学」高岡法学12巻1号17頁以下（65頁以下）

- (19) C. Skach, op. cit., p. 51. ここで、「分裂」とは大統領を支持する政党と首相を支える政党が対立関係にあるということであり、フランス第五共和制の下でも数度のコアピタションという事象が生まれた。
- (20) K.D. プラーハーの見解では、ミュラー政権後の選択肢としては、尚も政党国家、議会制の道は残っていた。しかし、プリューニング政権の登場がターニング・ポイントとなった。それに続くパーペン、シュライヒャー政権はナチス権力への道ならしを一層、推進したという理解である。Vgl., K.D. Bracher, 'Demokratie und Machtvakuum: zum Problem des Parteienstaats in der Auflösung der Weimarer Republik', in: K.D. Erdmann/H. Schulze (hrsg.), a.a.O., S. 109ff. (120ff.)
- (21) 1926年の検閲法の経緯につき、Cf. E.D. Weitz, op. cit., p. 106ff.
- (22) G. Roellecke, a.a.O., S. 605f. さらにレレックによって、ワイマール憲法54条のライヒ議会による内閣への不信任決議権が内閣に十分に政策論議を尽くすことを許さなかった原因として挙げられている。このワイマール憲法の構造上の欠陥は、正当性がからみあった二元的な構造の問題にあった。明確な権力分立がなくあいまいであったことが問題だったのだ、という見解である。そこから、ボン基本法の67条の「建設的不信任」がこの点の反省の下に成立したということが強調されるわけである (a.a.O., 608f.)。
- 尤も、実際にワイマール共和国においてこのワイマール憲法54条が発動され不信任が可決されたのは、1926年のルター第二次政権、マルクス第三次政権（いずれも少数与党政権）に対してだけである。1930年代の「大統領統治」の下では、不信任が予期されるとこれに対して大統領によるライヒ議会解散でもって機先が制された。勿論、不信任の「可能性」によって生み出される政治的「重し」を無視することはできない。大統領による議会解散権の発動も、不信任にかような潜在的な効果があったればこそであった。連立瓦解による退陣という場合であっても実質的には、さもなければ不信任決議の憂き目に遭うことを予想していたからというのも少なくない。とまれ、ワイマール憲法54条の政治的「重し」に対して、それにどう対処するかは大統領の手に委ねられていたわけであり、ここに隙間があったわけである。こうして、やはり第二戦後GGに導入された建設的不信任（67条）は現任政権への不信任と新政権の樹立とを法的効果として連動させたものであり、一層よく工夫された仕組みである。しかも、この仕組みのデッサン自体はすでにワイマール共和国下のドイツ国法学の議論によって提示されていたことが—C. シュミット、G. アンシュッツ、E. フレンケルらによってさまざまな意図のもとに模索されていたことが—近年の研究で示されている。L. Berthold, Der Staat 1997, S. 81ff. さらに遡って、F.K. Fromme, a.a.O., SS. 71-111の詳細な叙述を見よ。GGの67条も決して「ゼロ地点、Stunde Null」からの創造物ではなかったのである。
- (23) ワイマール憲法の規範内容を統治機構の側面においても基本権においても、より積極的にとらえて比較憲法史上の意義を強調するのが、ギージの見解である。ま

た、ギージによればワイマール憲法は決して価値中立的な憲法でも、民主制・共和制の敵に対して「無防備」な憲法でもなかった。Chr. Gusy, a.a.O., VIII, S. 319, 322 ff., ders., Der Staat 2016, S. 291ff., JZ 2019, S. 741ff. (insbes. 748ff.)

⑭ D. Grimm, Die Zukunft der Verfassung, 2Aufl., 1994, S. 395.

⑮ E.-W. Böckenförde, Staat/Verfassung/Demokratie, 2Aufl., S. 256f., 227f. そのベッケンフェルデによってワイマール憲法とドイツ国民の政治文化との関係が次のようにすでに問われていた。曰く、そもそも国民のほうが憲法が実効的に機能するように対応すべきなのか、場合によってはそのように国民のメンタリティが造り変えられるべきか、それとも民主制の視点からは、憲法のほうこそが国民の政治文化に適合すべきであろうか、と。E.-W. B., DöV 1981, S. 946ff., (949.) それは、憲法という服とそれを着る国民の背丈という普遍的な問題であろう。

⑯ ルソー、政治経済論（河野健二訳、岩波文庫）36頁（旧漢字体を改めた。）ここからルソーは、市民の育成＝教育の問題に論究していく。

(2019. 10. 30脱稿)